

## 第5回分収造林事業のあり方検討委員会 議事要旨

- I 開催日時：令和5年11月27日（月）15時～16時30分  
開催場所：兵庫県庁第3号館6階 第1委員会室
  
- II 出席委員（出席9名）  
長谷川委員（オンライン）、大住委員、前田委員、茂木立委員、中尾委員  
枅岡委員（オンライン）、福元委員、上村委員、高橋委員
  
- III 議事次第
  - 1 開会  
出席者（資料1）
  
  - 2 議事
    - （1）検討委員会の体制強化（資料2）
      - ・上村委員、高橋委員の追加及び専門部会を設置
      - ・委員長が、上村委員を部会長に、高橋委員、中尾委員、茂木立委員を部会員に指名
  
    - （2）現状と今後の方向性（資料3）  
各委員から意見聴取（別紙1「主な発言等」参照）
  
  - 3 その他
  
  - 4 閉会

(別紙1)

## 主な発言等

### ●委員

分収造林事業はいずれのケースも破綻している結果であったが、元の所有者に返した場合に森林管理のスキームが成り立つのか説明を求められるのではないか。

多面的機能は、全ての森林で求められているため、伐採収益が見込めない契約地に多面的機能が必要であるという表現は理論的におかしいと考える。

採算が合わないところに多面的機能を押し付けるように見えるため、その考え方は承服し難いところがある。

事務局：次回の検討委員会に向けて、森林所有者にどのようなスキームを提案するか、委員にもご相談しながら、多面的機能に関するご指摘も踏まえて整理をしていきたい。

### ●委員

分収造林事業は、中山間地域に対し、働く場の提供や森林保全、森林の多面的機能の維持など大いなる役割を担ってきたが、経済的にはそうではなかった。

債務の状況を他の都道府県と比較すると、兵庫県のあり方はこれで本当に良かったのかと思うところはあり、専門部会で十分に議論をしていただきたい。

資料2の債務整理後の森林管理にある多様な主体とは何を指すのか、また、県営林化案を具体的に教えてほしい。

事務局：森林管理の多様な主体には県、市町、森林組合、企業など、周辺森林の所有状況に応じた形が考えられる。

県営林化は、県には組織体制が無いため、森林管理は外部への委託を前提としており、委託先は、現農林機構や関連する団体と想定しているが、いずれにせよ、現在の機構職員がそのまま業務に携わると考えている。

なお、農林機構が事業継続する場合には、会計の明確化を図るため分割再編が必要であるが、農林機構に委託する場合には、会計の明確化は不要なため分割は必須ではないと考えている。

### ●委員

今後のあり方を考える上で、977の分収造林事業契約地の類型化をお願いしたい。

個人的には、これまでの間、事業が果たしてきた役割やこれまで市有林を管理いただいた事を踏まえ、自治体として県と一体となって考えていきたい。

### ●委員

農林機構は持続可能性が非常に乏しい状態であるため、債務整理は必至だと考える。このまま時間の経過とともに、債務が膨らむ。平成28年の最終行革プランが適当であったのか検証することも必要だが、未来志向で抜本的な改革をすべきだと考えている。

今後の機構の体制については、群馬県の事例で事業廃止を目指されたが、結局また登記費用等々が必要になったとのことであるため、コスト面から考えると現機構分割再編案が妥当と考える。

### ●委員

何十年という先を見越して、事業として成立していない分収造林事業を継続することは困難と考えるが、今後の森林のあり方は、検討すべき重要な課題である。債務整理と今後の森林のあり方は、分けて検討していく必要がある。

今後の機構の体制については、県民に対する説明責任は果たすべきで、可能な限り県民負担を少なくすることが必要である。

### ●委員

これでの施業の検討等で他府県事例を示されたが、債務整理にあたっても参考にすべき事例があると考えられるので情報を収集し、効率的に今後の方策を検討すべきと考えている。

### ●委員

分収造林事業にかかる借入金先送ればさらに増加することから、将来世代にこの遺産を残さないために、より一層強い危機感を持って対応していただきたい。

組織体制は分割案が妥当と考えるが、農林機構の総会資料によると、当委員会設置以後に、農林機構の理事会で事業のあり方などを検討された形跡が無く、公益法人として存続するのであれば、ガバナンスの点について強い意識を持って検討いただきたい。

### ●委員

組織体制について、県営化により県職員が担当するのであれば、数年で異動があるため、機構職員が継続的かつ長期的に担当できる現機構の分割再編案が適当である。

資料では分割再編案のデメリットとして自立経営が求められるとあるが、これはメリットだと思う。これまでの借入金が無くなり、簿価を回収する必要性が無くなれば、経営できる森林は確保できる可能性はあると思う。

再造林後、鹿食害予防措置を10年間行ったとしても、その後、鹿が角で樹皮を剥がしてしまうと、木が枯れてしまうため、皆伐しない方向が良いのではないか。

### ●委員

分収造林事業は、経済的な目的の事業である一方、戦後のはげ山解消や中山間地の雇用確保などの様々な社会的な役割を考えると、借入金は大問題であるが、一定の成果はあったのではないか。

制度創設時とは、経済環境、木材需要、森林への県民の期待などが変化していることを踏まえ、林分の特性に応じて、林分ごとに役割を設定して管理していく必要がある。最近ではレーザ計測など新技術で森林の把握が可能となった他、森林環境譲与税やJクレジットなど、新たな財源も活用可能である。

造林、森林管理の観点では、①長期的な森林管理に必要な将来性、②分収造林事業としてという制度、事業の整合性、③経済性の3点での検討が必要である。

### ●委員長

各委員の意見は、森林の多面的機能を維持するため抜本的な見直しが必要であること、機構の体制は分割再編案への支持が多いことなど踏まえ、事務局には検討材料の整理をお願いします。

今回は財務部会の検討結果報告と債務整理後の森林管理スキーム案について議論をした。事務局はスキーム案の検討をお願いします。